

# 地域ほっと通信

## 防ごう！高齢者虐待

### ●法律

高齢者虐待防止法。正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成18年4月施行）

### ●目的

高齢者の権利と利益を守ることです。また、虐待している人を罰することが目的ではなく、虐待をしている人の支援も目的としています。

刑法の場合、目的は罪を罰して更生させることですが、高齢者虐待防止法の目的はあくまで状況の改善や安全を確保をして権利を守ることです。

### ●高齢者虐待とは

高齢者（65歳以上）の虐待とは、家族などの養護者による虐待または、養介護施設従事者（特別養護老人ホームやショートステイなど高齢者福祉施設に勤めている人）などによる虐待を指します。

#### 身体的虐待

身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

#### 介護・世話の放棄・放任

減食、長時間の放置、虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること

## 高齢者虐待 5つの種類

#### 心理的虐待

暴言または拒絶的な対応すること、心理的外傷を与える行動を行うこと

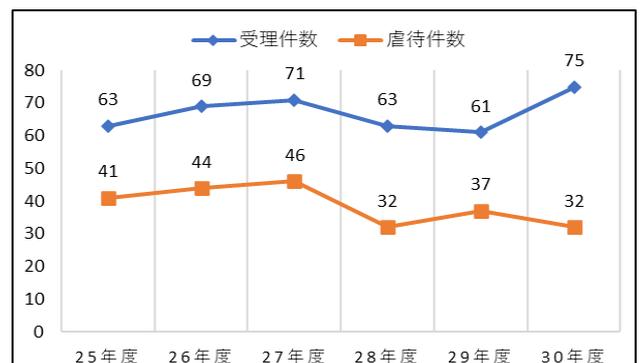
#### 経済的虐待

財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること

#### 性的虐待

わいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること

### 秋田市の養護者による 高齢者虐待の実態(H30年度) 【通報受理および虐待判断件数】



## 虐待の背景には、こんな要因が・・・

- 認知症の症状
- 身体的自立度の低さ
- 排泄介助の困難
- 人格や性格
- これまでの人間関係など



虐待を受けている人

- 介護疲れ、ストレス
- 介護に関する知識不足
- 認知症に関する理解不足
- 家庭における経済困窮
- 人格や性格
- これまでの人間関係
- 障害・疾病など



虐待をしている人

『虐待を受けている人』

『虐待をしている人』

それぞれに要因があります。

家庭内の問題のため、なかなか表面化しにくく、**SOSを出しづらい状況**にあります。

周りからの**気遣いの言葉**や**話をきいてあげること**で人の気持ちは、ぐっと楽になります。

虐待問題の難しいところは、養護者（介護者）が介護を行っているうちに、心身共に疲労し、追いつめられてしまうことが少なくありません。虐待をしていることに気づいても（気づかなくても知らないうちに）、さまざまな理由で自分では歯止めがきかなくなっていることもあります。

高齢者の虐待を防ぐには、**介護の負担を軽減**すること、また問題が生じているときは**第三者が介入**するなどして、**虐待の悪循環を止める**ことが大切です。

「これって虐待かも？」と違和感を感じた時には、その**気づき**を相談して下さい。

これって虐待かも??

こんなことが虐待になるのかな??

気になる場合には右のリストでチェックしてみましょう。

※このチェックリストはあくまでも例示になります。



《地域からのサイン》

- 自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる
- 庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはがれている、ゴミが捨てられている）を示している
- 郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞でいっぱいになっていたり、電気メーターがまわっていない
- 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる
- 家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている
- 近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる
- 高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる

《養護者の態度にみられるサイン》

- 高齢者に対して冷淡な態度や無関心がみられる
- 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする
- 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる
- 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる
- 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する
- 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない
- 保健、福祉の担当者とうのを嫌うようになる

※秋田市高齢者虐待発見チェックリスト抜粋

## 高齢者虐待を発見した、疑いがある場合には

- ・ 御所野地域包括支援センター けやき 018-826-0651 (代表)
- ・ 秋田市長寿福祉課 018-888-5668

### 編集後記

最近では児童虐待のことが大きく報道されていますが、高齢者虐待も増加傾向にあり、今回は高齢者虐待をテーマに広報誌を発行させていただきました。

当センターでは高齢者の権利を守るための啓発活動を行っており、これからも地域のみなさまへ役立つ情報を提供できればと考えております。

### 出張講座のご案内

町内会やサロンなど、地域の集まりに出張します。

皆さんの権利を守ることや安心して暮らすための講座を**無料開催**できます。

お気軽にご相談ください!!



**社会福祉士による  
出張講座のご案内**

町内会やサロンなど、地域の集まりに出張いたします

費用

**無料**

日時

基本、平日の日の中（土日祝日の開催については要相談）  
30分～1時間程度

内容

下記のテーマからお選びください

また、他にご希望のテーマがあればぜひご相談ください

- ・消費者被害(特約詐欺)について、秋田県の現状
- ・高齢者虐待とは、成年後見制度とは、経済・適宜や相談
- ・高齢者の交通安全(免許返納)・身元保証について
- ・行方不明高齢者の状況と見守りについて

**人生100年時代！安心して長く暮らす地域にしましょう!**

秋田市の社会福祉士 御所野地域包括支援センター けやき | 電話: 018-826-0651 (代表)

【発行】御所野地域包括支援センター けやき

秋田市御所野下堤五丁目1番5号  
電話：826-0651 (代表)  
FAX：826-0652

